

太宰府市低入札価格調査実施及び最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、太宰府市が競争入札により工事等の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）に基づき行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施及び同条第2項に基づき最低制限価格を設ける場合について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領に定める低入札価格調査については、設計金額が1億5千万円以上の工事等の請負契約に係る入札に適用するものとする。

(調査基準価格の算定方法等)

第3条 低入札価格調査実施の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただしその額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜定めるものとする。

3 調査基準価格を定めた場合は、入札公告又は入札を通知する書面にその旨を記載するものとする。

(最低制限価格の設定方法)

第3条の2 最低制限価格を設ける場合は、太宰府市契約規則（平成10年規則第9号）第9条により決定した予定価格の100分の90から100分の70までの範囲内において定めなければならない。

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、この要領の対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、低入札価格調査及び最低制限価格の設定について周知を図るものとする。

(落札者決定の保留)

第5条 入札執行者は、調査基準価格に満たない額の入札があったときは、落札者の決定を保留し、落札者を後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(価格失格判定基準額)

第6条 工事の契約において調査基準価格を下回る入札を行った者のうち、その予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額(以下、「失格判定基準額」という。)を下回る入札を行った者は失格とする。

(1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(最低制限価格による失格)

第6条の2 工事の契約において、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とする。

(調査事項)

第7条 入札執行者は、最低価格入札者が第6条及び第6条の2に該当しない場合は、最低価格入札者に対し次の各号に掲げる事項について調査を行い、低入札価格調査報告書(様式第1号)を作成するものとする。

(1) 当該価格により入札した理由

(2) 仕様書の誤解又は積算落ちの有無

(3) 手持工事の状況

(4) 契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関連

(5) 手持資材の状況

(6) 資材の調達に関すること

(7) 労務者の供給見通し

(8) 下請負に関すること

(9) 過去に施工した同種公共工事の名称及び発注者並びに成績状況

(10) 経営状況及び信用状況

(11) その他必要な事項

(落札の決定等)

第8条 契約担当者は、前条の低入札価格調査報告書により検討した結果、当該入札価格の積算内容に合理的根拠があり、契約内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者として決定するものとする。

2 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。この場合において、次順位者が調査基準価格に満たない額の入札者であるときは、第6条以降と同様の手続きによる。

(1) 第6条の規定により最低価格入札者を失格と判定したとき。

(2) 第7条の低入札価格踏査報告書により検討した結果、当該入札価格では契約内容に適合した履行がなされると認められないとき。

(3) 最低価格入札者が第7条の調査を拒否した時。

(落札者決定の通知)

第9条 契約担当者は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に対しては、契約に関することその他必要な事項の通知、その他の入札者には調査の結果当該落札者の決定を行った旨の通知を行うものとする。

2 契約担当者は、前条第1項の規定により落札者を決定した場合は、前項の通知のほか、最低価格入札者に対して、落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知を行うものとする。

(監督体制の強化)

第10条 契約担当者は、調査基準価格に満たない額の入札者を落札者とした場合は、所属長に対し、適正な履行が行われるよう監督体制の強化を促すものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。